

## 「みえ災害時多言語支援センター」の設置・運営に関する協定

三重県（以下「甲」という。）と公益財団法人三重県国際交流財団（以下「乙」という。）は、大規模災害発生時の外国人住民等への支援を円滑に行うため、多言語で支援を行うセンター（以下「みえ災害時多言語支援センター」という。）の設置及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 本協定は、大規模災害発生時の外国人住民等への支援を円滑に行うため、「みえ災害時多言語支援センター」の設置・運営に関し、必要な事項を定める。

### （設置）

第2条 甲及び乙は、大規模災害等により甚大な被害が発生し、多くの外国人住民等が被災することが予想される場合には、相互に連携・協働して、外国人住民等を支援する「みえ災害時多言語支援センター」を設置し、運営に関し必要な業務を実施するものとする。

### （みえ災害時多言語支援センターの役割）

第3条 「みえ災害時多言語支援センター」の役割は以下のとおりとし、その運営にあたっては、コーディネート機能を発揮し、さまざまな主体に対し依頼と調整を行い、一体となって業務の遂行にあたるものとする。

- (1) 登録者や外国人住民をはじめとするボランティアに対する協力依頼と調整
  - (2) NPO や市町国際交流協会等の中核的支援機関への協力依頼と調整
  - (3) 東海北陸地域国際化協会への協力依頼と調整
- 2 外国人住民等に対し、次の各号に掲げる支援業務を行う。
- (1) 外国人住民等に必要な多言語による災害情報等の提供
  - (2) 外国人住民等からの問合せへの対応
  - (3) 外国人住民等からの相談への対応
- 3 前項に掲げる業務のほか、地域支援として、次の各号に掲げる業務を行えるよう努める。
- (1) 避難者情報の収集にかかる支援
  - (2) 外国人住民等が避難している避難所運営（通訳・翻訳等）への支援
  - (3) 外国人住民等のアクティブ・シチズンとしての活動（リーダー・通訳等）への支援

### （災害に備えての体制整備）

第4条 甲及び乙は、「みえ災害時多言語支援センター」の設置に備え、大規模災害発生時に迅速に対応できるよう情報の共有化を図り、マニュアルの整備及び研修・訓練の実施に努める。

2 甲及び乙は、「みえ災害時多言語支援センター」の円滑な運営を図るため、日頃から

さまざまな主体とのネットワークの構築に努める。

(設置場所)

第5条 「みえ災害時多言語支援センター」の設置場所は、甲及び乙の事務所（三重県津市羽所町 700 番地アスト津3階）内とする。ただし、当該施設が被災し、設置する事が困難な場合は、甲はこれに代わる場所を確保するものとする。

(経費負担)

第6条 「みえ災害時多言語支援センター」の設置・運営に要する経費負担は、別途協議する。

(人員及び資器材等の確保)

第7条 甲及び乙は、さまざまな主体からの協力を得て、大規模災害発生時における外国人住民等への支援活動等に必要な人員及び資器材等を確保するものとする。

(協議事項)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容を実施する際に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、終了日の30日前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、更に終了日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、その後もまた同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年5月1日

甲 三重県津市広明町13番地  
三重県

三重県知事

鈴木英敬

乙 三重県津市羽所町700番地  
公益財団法人三重県国際交流財団

理事長

日高達三